

～ 交付申請書提出に必要な添付書類 ～

- ▲ 必要な添付書類は次のとおりです（⇒のマークは書類を入手するところ）。
- ▲ 『子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業補助金』の交付を受けるために必要な書類です。
- ▲ **工事着工前（1週間前まで）に申請し、市の審査・承認後に工事を着工してください。**
※2月末日までに工事を終了し、実績報告書を提出できること
- 大垣市子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
⇒住宅課窓口、大垣市ホームページ
- 世帯全員の住民票の写し（交付から3か月以内のもの）**原本**
※「続柄」を省略しない
※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの
⇒大垣市役所本庁舎1階：窓口サービス課、市民サービスセンターなど
- 市町村税完納証明書 **原本**
※転入により大垣市で課税されていない方は、転入前の市町村発行のもの
（完納証明書や滞納・未納がない証明書を発行していない市町村は納税証明書）
⇒大垣市（課税課、サービスセンターなど）、転入された方は転入前市町村
- 建物の登記事項証明書（全部事項証明書） **原本**
⇒法務局
※未登記の場合は固定資産税の評価証明書及び、売買契約書のコピーを提出
- 工事契約書のコピー
⇒申請者所有のもの
- 工事概要書（見積書・内訳書等の工事内容及び金額等の詳細がわかるもの）
⇒申請者所有のもの、または工事業者
- 工事箇所がわかる平面図
⇒申請者所有のもの、または工事業者
- 【店舗併用住宅の場合】
店舗及び住宅の面積がわかる求積図及び求積表
⇒申請者所有のもの、または住宅購入先
- 【子どもはいないが、妊娠中である場合】
母子健康手帳等の妊娠を証明する書類のコピー
※原本も持参
⇒申請者所有のもの、または産婦人科

■今後の必要書類について■

交付決定通知書送付時に、工事完了後の必要書類等をご案内させていただきますが、そのうち、**工事箇所ごとの写真については、施工前・後の写真が必要となりますので、必ず、業者に依頼するなど、事前に撮影しておくようにしてください。**

- 【昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合】
耐震診断結果報告書のコピー（耐震判定書を含む）
⇒申請者所有のもの